

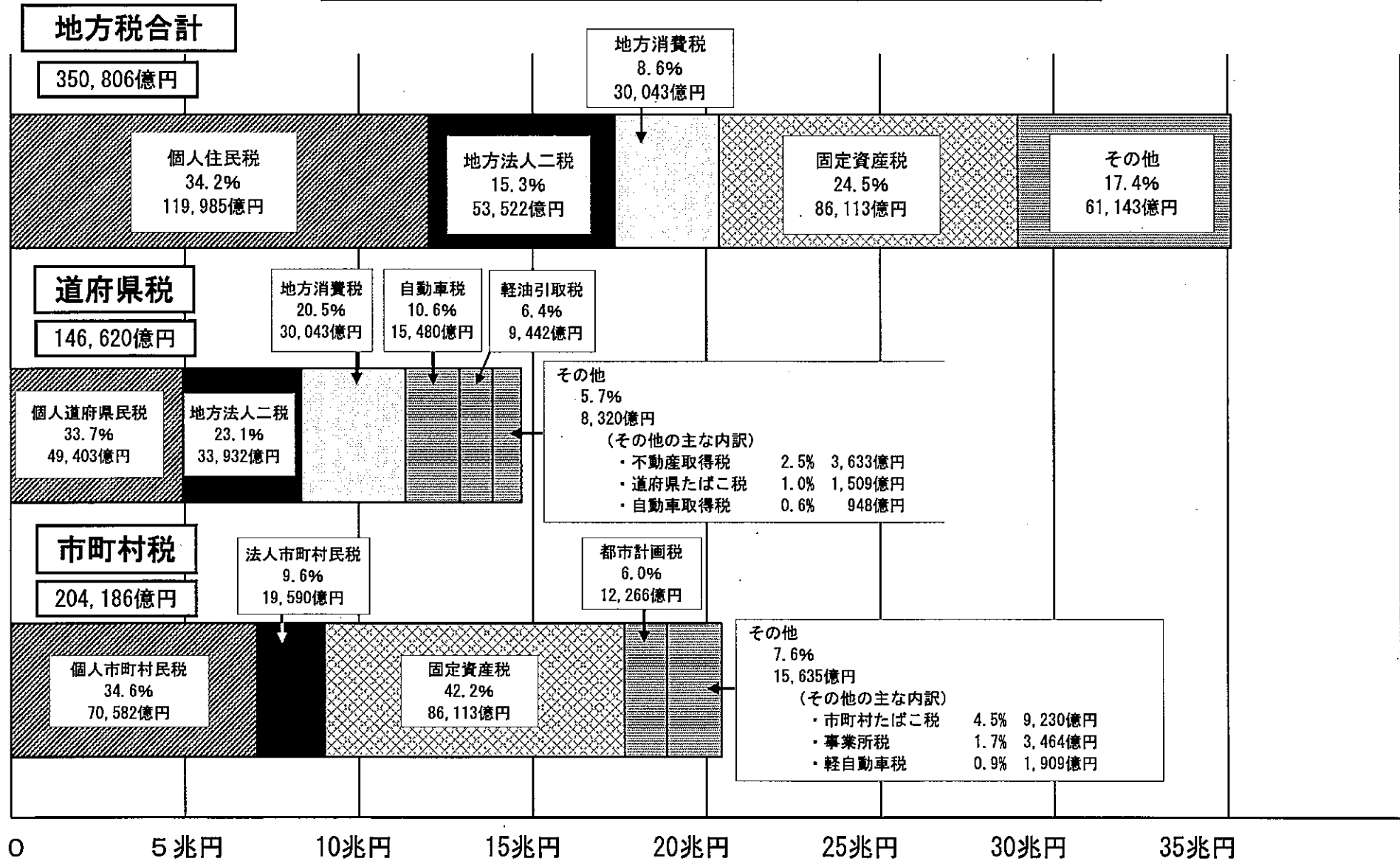
企画課関係説明資料

平成26年 1月31日（金）

目次

1. 地方税の税収内訳(平成26年度地方財政計画額).....	1
2. 平成26年度地方税収入見込額.....	2
3. 地方税収(地方財政計画ベース)の推移.....	3
4. 平成26年度税制改正(地方税関係)による事項別増減収見込額.....	4
5. 人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額).....	5
6. 主要税目(地方税)の税収の推移.....	6
7. 地方税の滞納残高(累積)内訳(平成24年度決算).....	7
8. 地方税の滞納残高(累積)の推移.....	8
9. 猶予制度の見直し(地方税).....	9
10. 徴収手続の流れ(イメージ).....	10
11. 行政不服審査法の見直しに伴う地方税不服申立制度の見直し(案).....	11
12. 地方税不服申立制度の見直し(案).....	12
13. 固定資産の価格に係る不服審査の見直し(案).....	13
14. 行政不服審査制度の見直し方針(概要).....	14
15. 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し(案).....	16
16. 航空機燃料譲与税の概要.....	17

地方税の税収内訳（平成26年度地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 数値は、超過課税及び法定外税を含まない。
 3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含まない。

平成26年度地方税収入見込額

(単位:億円)

税 目	24年度決算額	25年度計画額	25年度推計額 (H25.12時点)	26年度計画額	対前年度計画比		対前年度決見比	
	A	B	C	D	D-B	D/B	D-C	D/C
個人住民税	117,146	118,612	118,230	119,985	1,373	101.2%	1,755	101.5%
地方法人二税	47,470	48,067	50,545	53,522	5,455	111.3%	2,977	105.9%
地方消費税	25,511	26,650	26,485	30,043	3,393	112.7%	3,558	113.4%
自動車税	15,860	15,497	15,705	15,480	▲ 17	99.9%	▲ 225	98.6%
固定資産税	84,549	85,058	85,015	86,113	1,055	101.2%	1,098	101.3%
地方たばこ税	11,760	11,448	11,806	10,739	▲ 709	93.8%	▲ 1,067	91.0%
その他	35,684	34,966	35,850	34,924	▲ 42	99.9%	▲ 926	97.4%
地方税計	337,980	340,298	343,636	350,806	10,508	103.1%	7,170	102.1%

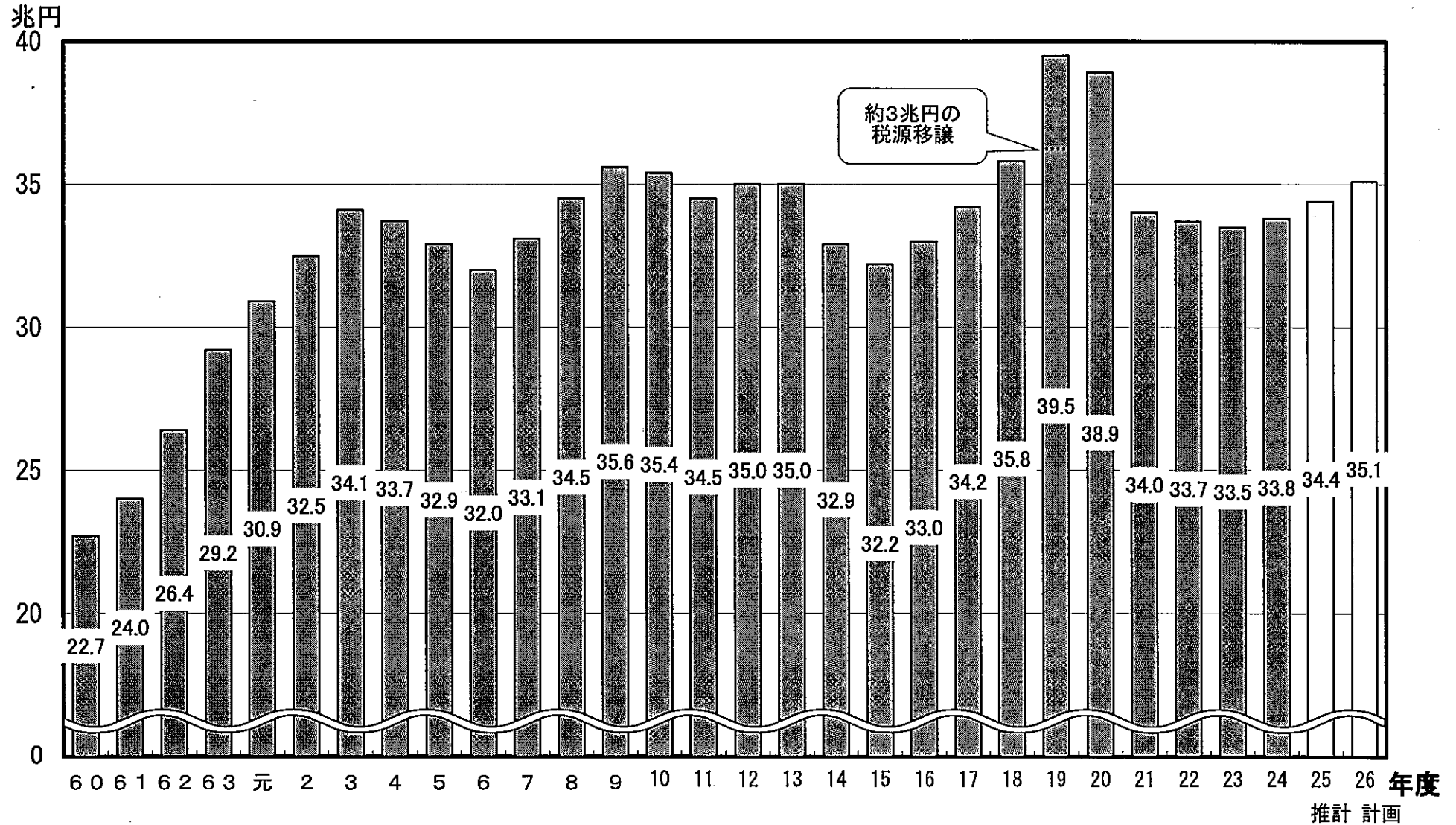
(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。

(注2) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計とは一致しない場合がある。

(参考)

税 目	24年度決算額	25年度計画額	25年度推計額 (H25.12時点)	26年度計画額	対前年度計画比		対前年度決見比	
	A	B	C	D	D-B	D/B	D-C	D/C
地方法人特別譲与税	16,709	17,643	20,075	21,829	4,186	123.7%	1,754	108.7%

地方税収(地方財政計画ベース)の推移



- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額 (H25.12時点)、26年度は地方財政計画額である。
 3 このほか、平成21年度以降、地方法人特別譲与税が国から都道府県に対して譲与されている。
 (㉑ 0.6兆円、㉒ 1.4兆円、㉓ 1.5兆円、㉔ 1.7兆円、㉕ 2.0兆円、㉖ 2.2兆円)

平成26年度税制改正(地方税関係)による事項別増減収見込額

(単位: 億円)

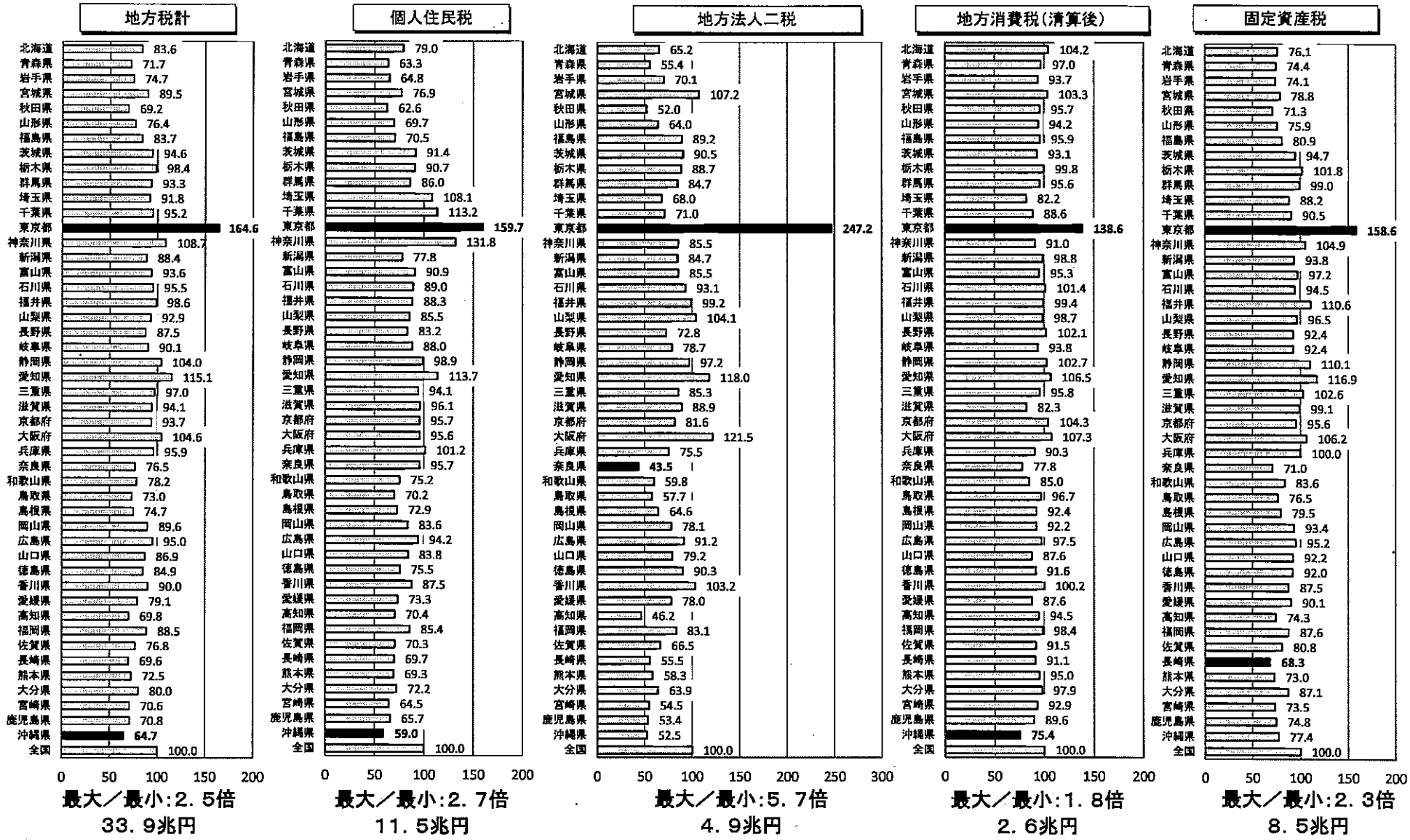
改正事項	初年度		平年度		計			
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税		
1 法人住民税 法人税割の一部交付税原資化(国税化) (法人税割の税率の引下げ)	△	△	1△	1△	1,965△	2,943△	4,908△	(※1)
2 法人事業税 地方法人特別税から法人事業税への一部還元 (所得割及び収入割の税率の引上げ)					6,728	6,728	6,728	(※2)
3 不動産取得税 (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設 (2) 老朽化マンション再生(認定建築費・認定建物敷地売却)により施行者が取得する不動産に係る非課税措置の創設 (3) 全国新幹線鉄道整備法に基づき指名された中央新幹線の建設主体が取得する不動産に係る非課税措置の創設 (4) その他	△	△	11△	5△	11△	18△	18△	
4 自動車税 グリーン化特別の拡充								
5 自動車取得税 (1) 税率の引下げ (2) エコカー減税の拡充	△	△	900△	806△	94△	806△	806△	94△
6 固定資産税 (1) 耐震改修が行われた既存家庭に係る税額の減額措置の創設 (2) 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の創設 (3) ノックアウト製品に係る課税標準の特例措置の創設 (4) 抹出ガレキ規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設 (5) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設 (6) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止 (7) 阪田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減 (8) 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充 (9) 一般放送事業者が新設した高度テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置の廃止								
7 軽自動車税 (1) 四輪車等の課税税率の引上げ (H27.4.1以降に新規取得される新車のみ) (2) 四輪車等の経年重量課の導入 (3) 二輪車等の課税税率の引上げ								
8 都市計画税 (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園等に係る非課税措置の創設 (2) 移行一般社団法人等がその業務の用に供する固定資産に対する非課税措置の廃止								
合 計	△	910	8△	902	3,855△	2,699△	1,156	
国税の税制改正に伴うもの	△	283	188△	471△	702△	215△	917△	(※4)
個人住民税					109	163	272	
法人住民税	△	77	188△	265△	125△	378△	503	(113)
法人事業税	△	189	△	189	708	△	708	
地方消費税	△	17	△	17	22	△	22	
再 計	△	1,193	180△	1,373	3,153	2,914△	239	

地方譲与税

地方譲与特別譲与税	道府県税	市町村税	計
地方法人特別税から法人事業税への一部還元	△	211	211
国税の税制改正に伴うもの	△	1	1
	△	210	210

- (※1) 地方法人税(仮称)(国税)を創設して対応することとしており、その増収額は、初年度3億円、平年度4,845億円と見込まれる(財務省試算)。
- (※2) 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元することから、平成28年度以降の各年度の増収見込額。
- (※3) 平成27年度以降に新規取得される四輪車等の新車に引上げ後の税率が適用されることから、平成29年度分の増収見込額である。
- (※4) 「給与所得控除の見直し」の増収見込額は平成30年度分以降の増収見込額(平年度)であり、カッコ書きは平成29年度分の増収見込額である。
(平成29年度の給与所得に係る特別徴収額は平成29年6月から実施されるが、その影響は考慮せず逐年ベースとして算出している。)

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。

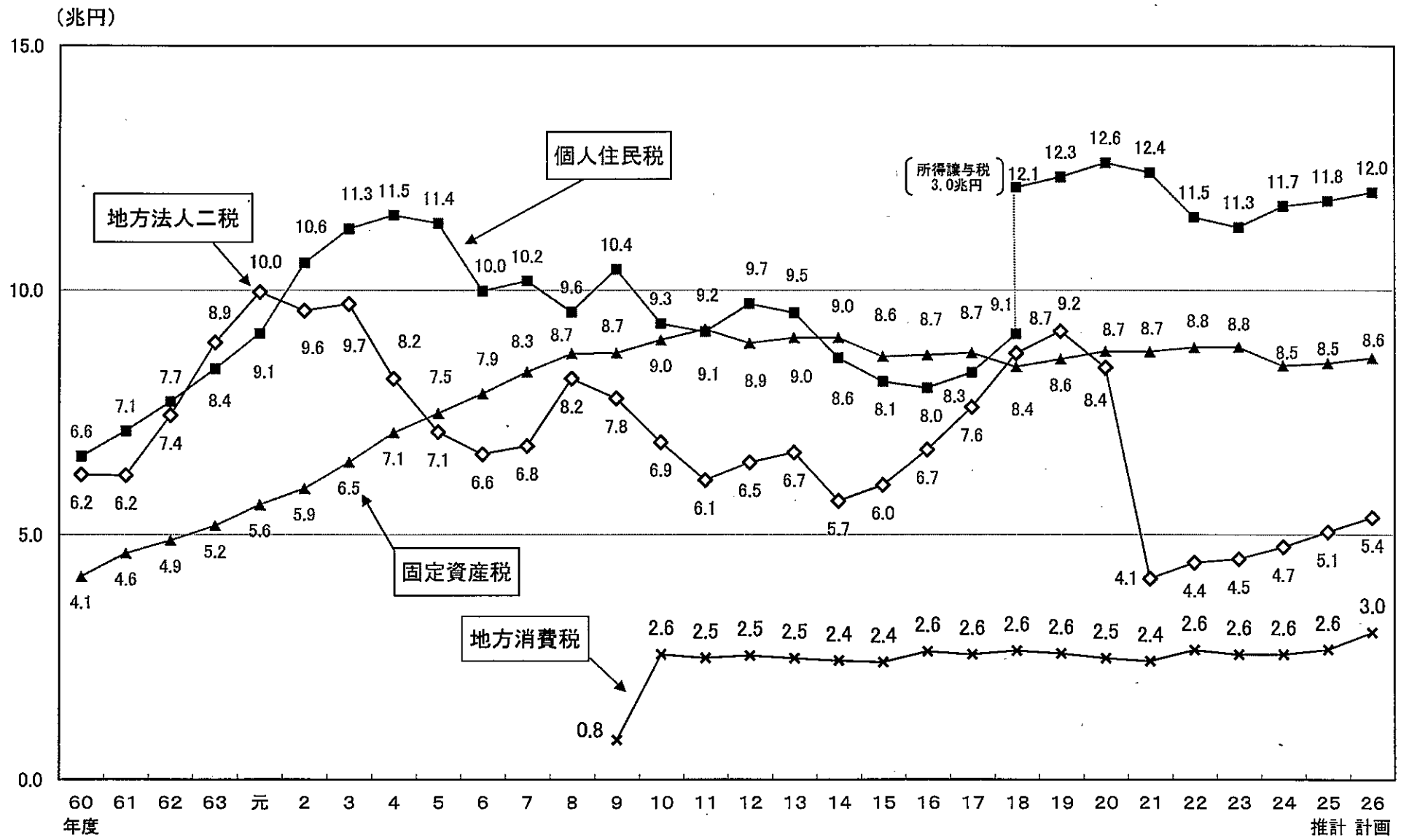
(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。

(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

(注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

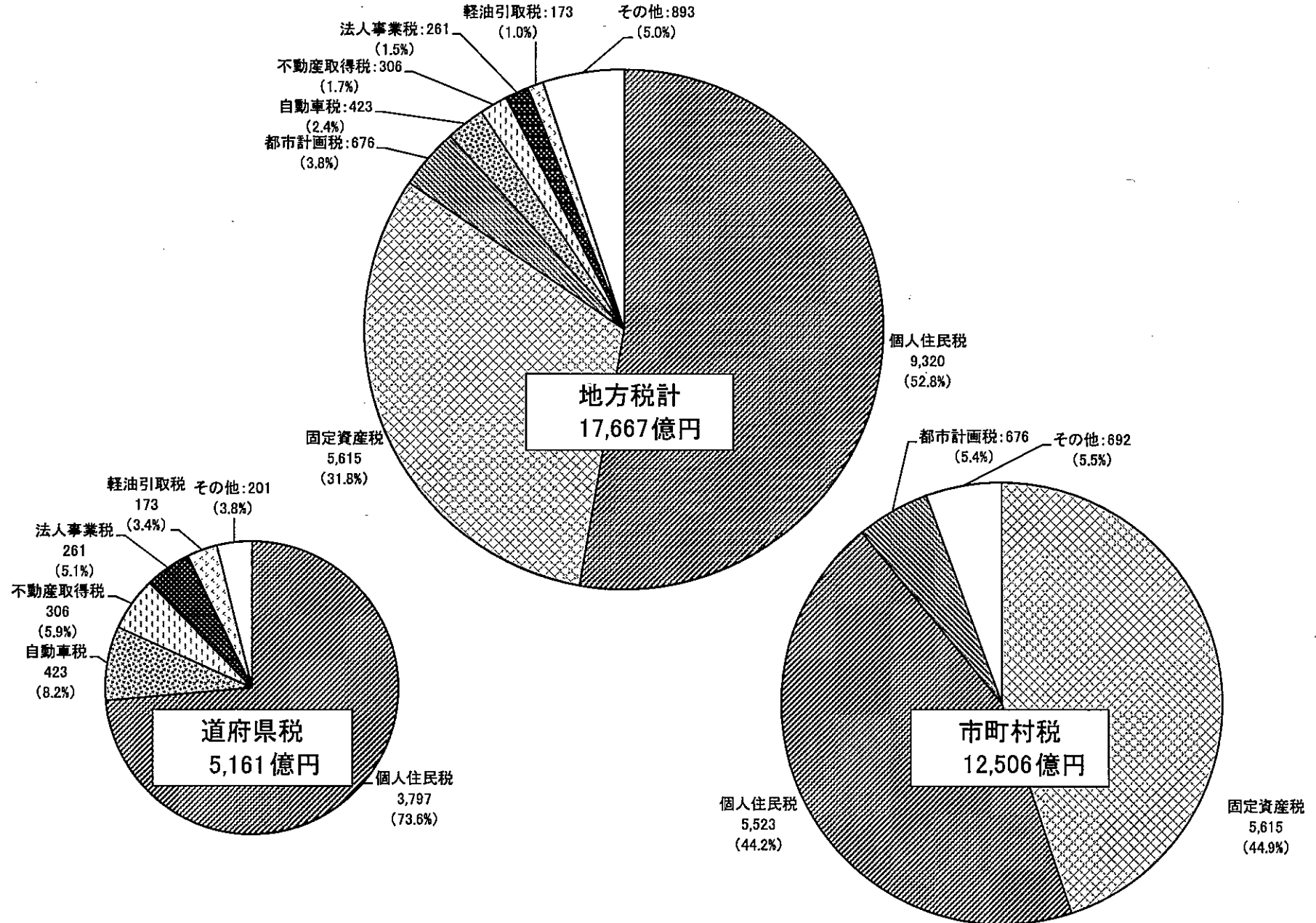
主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2 平成24年度までは決算額、25年度は推計額（H25.12時点）、26年度は地方財政計画額である。

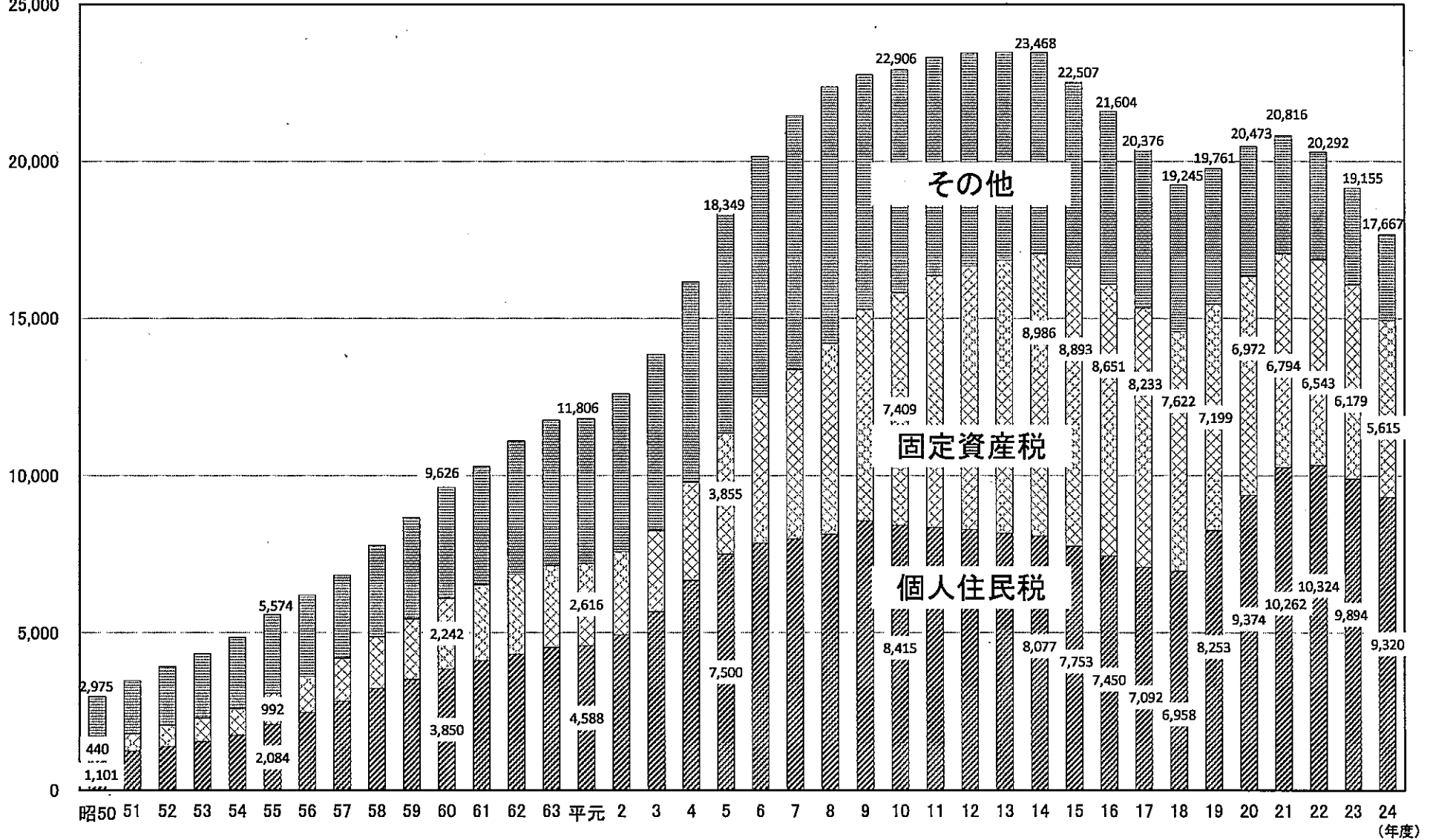
地方税の滞納残高(累積)内訳(平成24年度決算)

(単位:億円)



地方税の滞納残高(累積)の推移

(億円)
25,000



(注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。

2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

猶予制度の見直し（地方税）

- 地方税における徴収猶予等の納税緩和措置のあり方について、国税における猶予制度の見直しを踏まえ、今後、地方税の徴収現場における実態や地方団体の意見を十分に伺いながら、引き続き検討する。

＜国税における猶予制度の見直し（案）＞

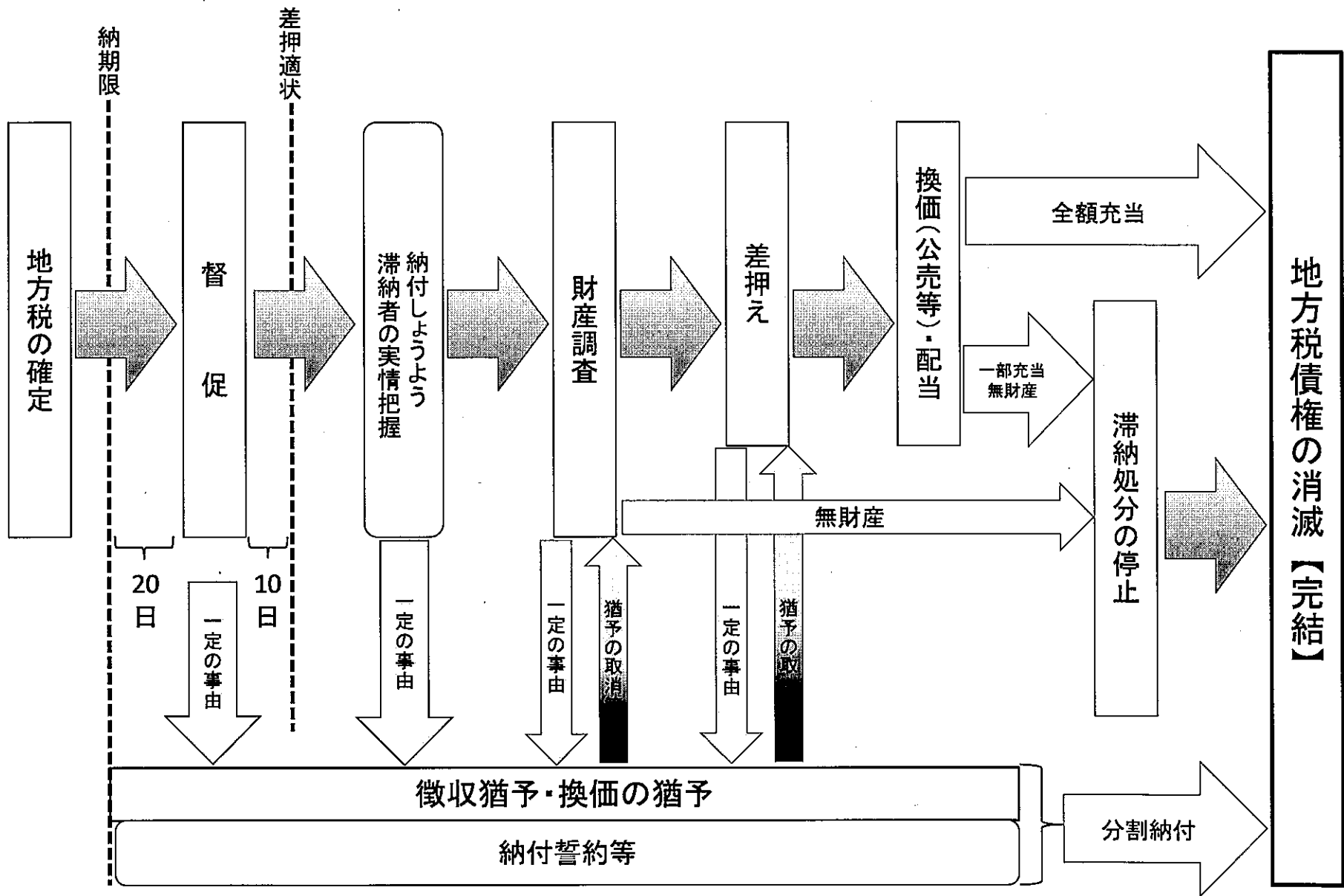
- ・ 毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき「換価の猶予」をできることとする。
- ・ 現行の猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しを行う。

（注）平成27年4月1日から適用

【現行制度の概要】

	要件	延滞金	その他
徴収猶予 [納税者の申請]	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害により相当の損失を受けたとき ② 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ③ 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ④ 確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき 	<p>(①・②の場合) 免除</p> <p>(③・④の場合) 軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・ 新たな督促、滞納処分の禁止 ・ 原則、担保が必要 (②～④の場合) ※猶予税額50万円以下の場合等は不要
換価の猶予 [地方団体の長の職権]	<p>次の事実該当し、納税について誠実な意思を有するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき 	<p style="text-align: center;">軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・ 原則、担保が必要 ※猶予税額50万円以下の場合等は不要

徴収手続の流れ（イメージ）



行政不服審査法の見直しに伴う地方税不服申立制度の見直し（案）

○行政不服審査制度については、公正性・使いやすさの向上といった観点から、行政不服審査法を抜本的に見直す改正法案が次期通常国会に提出される予定であり、併せて、関係法の整備法案が提出されることとなっている。

（参考）『行政不服審査制度の見直し方針』（平成25年6月・総務省）においては、20年法案（「行政不服審査法案」「同整備法案」等）が幅広い検討を経て平成20年4月に閣議決定・国会に提出され、平成21年の衆議院解散によって審議未了・廃案となった経緯があるが、今般の見直しに当たって、20年法案を基本的に維持しつつ、よりよい制度とするための所要の修正を行うこととされている。

地方税制上の対応

現行の地方税に関する不服申立てについては、基本的に行政不服審査法の定めるところによることとしつつ、その処分の大量性、争いの特殊性等から、特別の定めを地方税法に規定。上記の見直し方針を踏まえ、次のとおり所要の規定の整備を図ることを検討。

- ① 不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から3月以内（現行：2月以内）に延長（※）
- ② 督促に欠陥があることを理由とする不服申立期間を差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から3月以内（現行：30日以内）に延長
- ③ 固定資産の価格に係る不服審査について、審査の申出をすることができる期限を、納税通知書の交付を受けた日後3月以内（現行：60日以内）に延長
- ④ 審査請求人、参加人は、審理員の職権収集資料を含め物件の閲覧及び謄写を求めることができることとする（現行：審査請求人、参加人の処分庁提出物件の閲覧のみ）（※）
- ⑤ 審査請求人の処分庁に対する質問、審理手続の計画的遂行等の手続規定の整備（※）
- ⑥ その他、所要の規定を整備

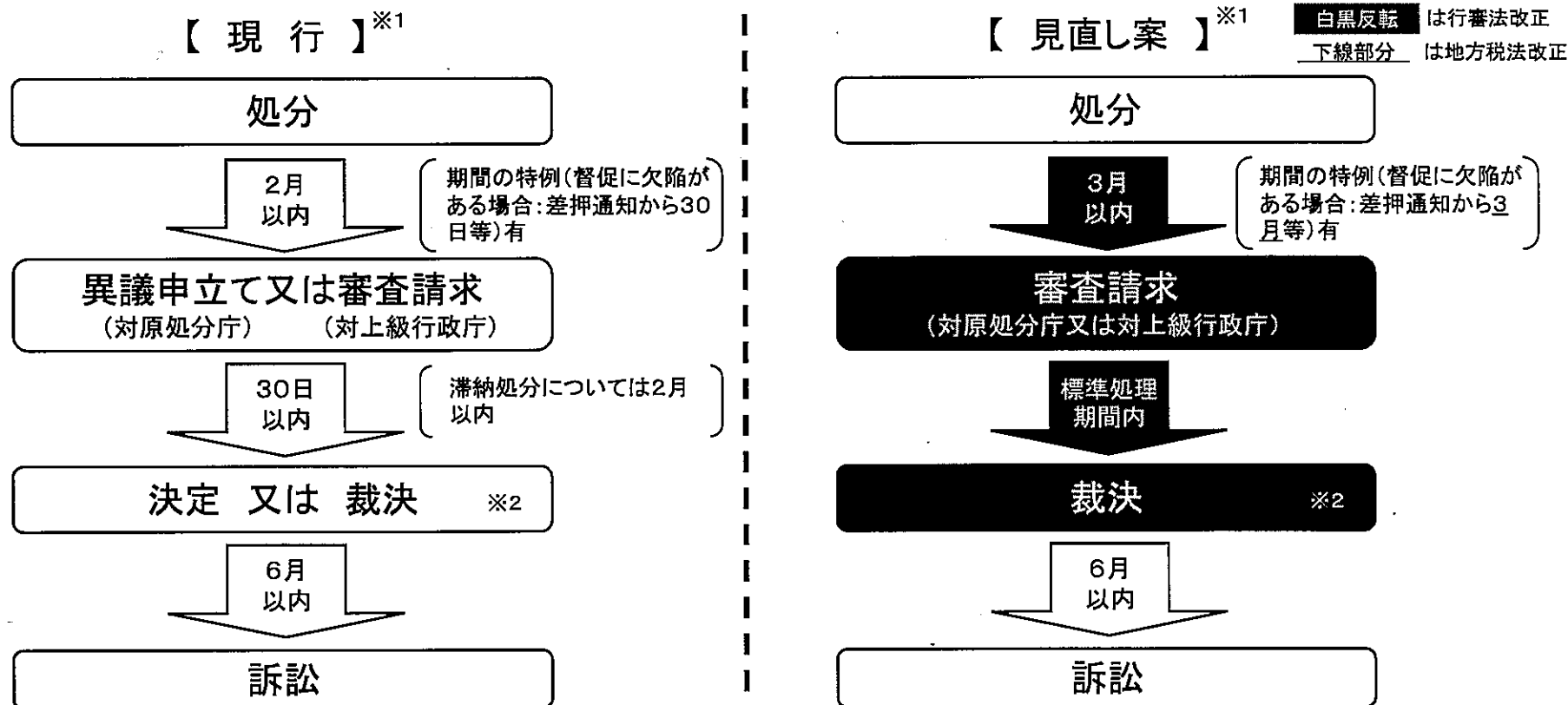
※ ①、④及び⑤については、行政不服審査法の改正により措置

地方税不服申立制度の見直し（案）

○ 行政不服審査法の見直しに合わせ、地方税不服申立制度（行審法、地方税法）について所要の見直しを行う。

【主な見直し事項】

- ・ 不服申立期間を処分があったことを知った日から2月から3月に延長（行審法改正）
- ・ また、督促に欠陥があることを理由とする不服申立については差押え通知を受けた日から30日から3月に延長（地方税法改正）
- ・ 「異議申立て」をなくし「審査請求」に一本化（行審法改正）



※1 固定資産税の賦課についての不服のうち固定資産課税台帳に登録された価格についての不服は固定資産評価審査委員会に申し出ることとされている。

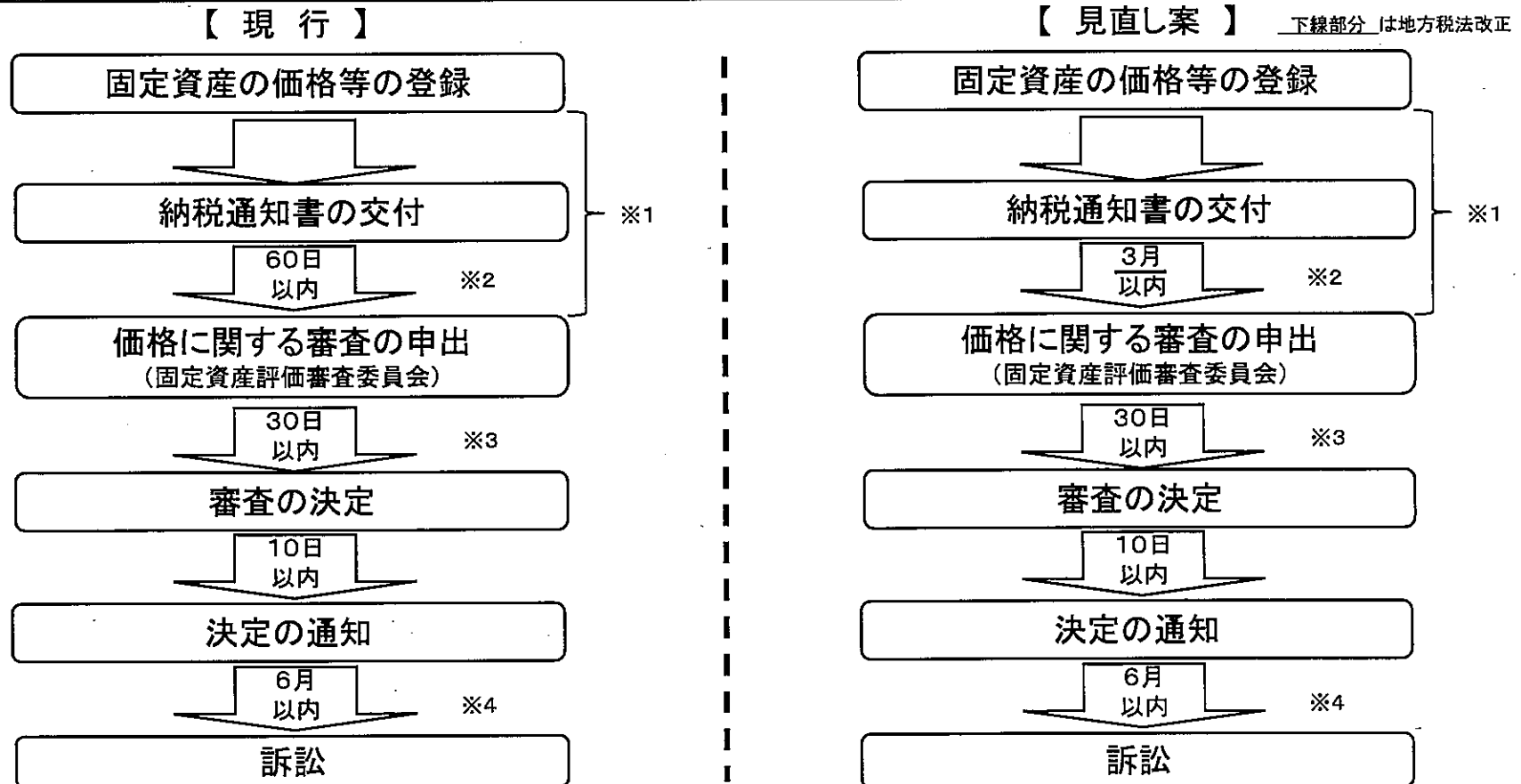
※2 3月以内に決定・裁決がない場合は、決定・裁決を経ないで、訴訟をすることができる。

固定資産の価格に係る不服審査の見直し（案）

○ 行政不服審査法の見直しに合わせ、固定資産の価格に係る不服審査（地方税法）について所要の見直しを行う。

[主な見直し事項]

- ・ 審査の申出をすることができる期限を、納税通知書の交付を受けた日後3月以内（現行：60日以内）に延長（地方税法改正）



- ※1 審査申出が可能な期間は、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月以内（現行60日以内）
- ※2 天災その他やむを得ない特別の事由がある場合には、その理由が止んだ日の翌日から起算して1週間以内
- ※3 30日以内に審査の決定がない場合には、審査の申出を却下する旨の決定があったものとみなして、訴訟を提起することができる。
- ※4 審査の決定があったことを知った日から6月を経過したときは訴訟を提起することができない（行政事件訴訟法）。

行政不服審査制度とは

- 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
※ 国と地方公共団体に共通に適用される仕組み
- 簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済が可能(手数料は無料)
国への申立て : 約2.3万件(認容率11.9%)【平成21年度】
地方公共団体への申立て : 約1.6万件(認容率5.4%)【平成21年度】

(参考)
平成21年度に裁判所に提訴された
行政事件は約4千件

見直しの考え方

行政不服審査法については、昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなく、

- ①公正性の向上
- ②使いやすさの向上
- ③国民の救済手段の充実・拡大

の観点から、時代に即した見直しが必要であり、

総務省として、見直し方針を取りまとめるもの

(参考) 関連する法制度の整備・拡充
・平成5年 行政手続法の制定
(聴聞手続など事前手続の整備)
・平成16年 行政事件訴訟法の抜本改正
(出訴期間の延長など司法救済手続の拡充)

今後のスケジュール

- 見直し方針に沿って、300本以上の関係法律の見直しを行い、次期通常国会への法案提出を目指す。
- 法案成立後は国の行政機関、地方公共団体等で準備を進めるとともに国民への周知を行い、2年以内に新制度に移行

2. 使いやすさの向上～国民の利便性～

〔見直し内容〕

(1) 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長

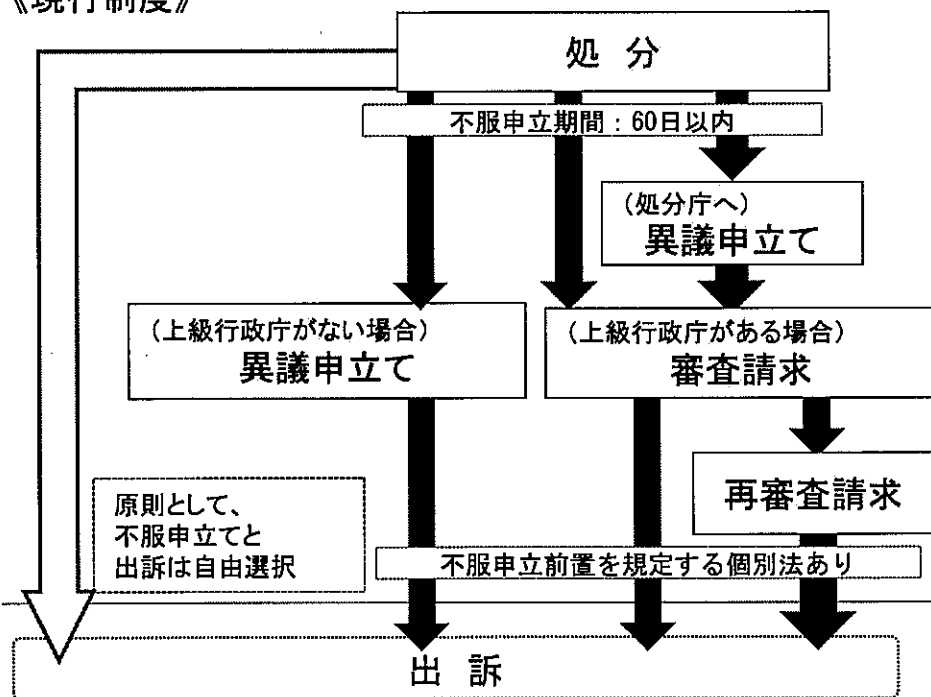
(2) 不服申立ての手続を審査請求に一元化

- ・現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化することで、こうした問題が解消
- ・税など不服申立てが大量にあるものについて、例外的に処分庁に簡易に見直しを求める手続を設ける。

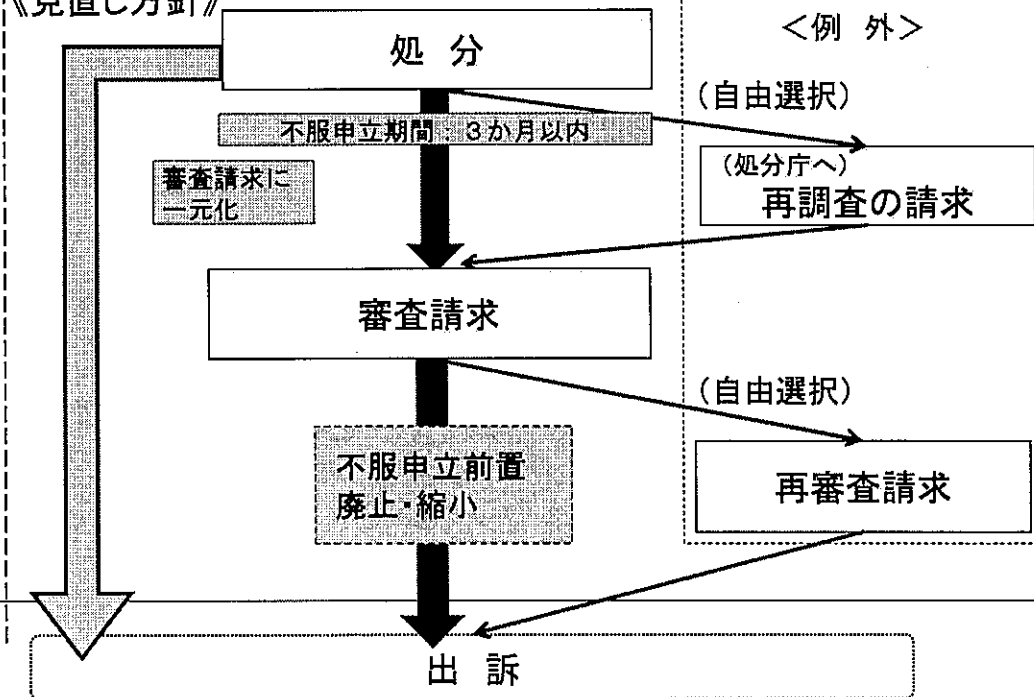
(3) 不服申立前置の見直し(裁判所への出訴との選択を拡大)

- ・不服申立前置(国税、社会保険等、個別法の規定により不服申立てを経た後でなければ出訴できないとするもの)について、不服申立てが大量にあるもの等に限定し、直ちに裁判所へ出訴することを求める国民にも配慮

《現行制度》



《見直し方針》



航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し(案)

【航空機騒音に係る環境基準の変更】

- 航空機燃料譲与税の「騒音世帯数割」の算定に用いている環境省の航空機騒音に係る評価指標が、WECPNL（通称W値）からLdenに変更された。
 - これにより騒音世帯数が減少し、騒音世帯数割の対象団体が大幅に減る見込み
- 現行の譲与割合のままでは、一部の団体に譲与税額が集中するなど、譲与税の配分が大きく変動するため、譲与割合の見直しが必要

【譲与基準の見直し案】

- | | | | | |
|---|--------|-----|---|-----|
| ① | 着陸料割 | 1/3 | ➡ | 1/2 |
| | 騒音世帯数割 | 2/3 | | 1/2 |
- ② 空港管理団体に係る着陸料割の割増補正率 5倍 ➡ 10倍
- ③ 3年間かけて新たな譲与割合に移行(激変緩和措置)

航空機燃料譲与税の概要

1 目的	航空輸送需要の増大による航空機の大型化、運行回数の増加等に伴い、航空機騒音による障害防止対策あるいは空港周辺整備の問題に対応するため、空港関係地方団体の空港対策の財源の充実強化を図る。
2 創設年度	昭和47年度
3 譲与総額	航空機燃料税収入の2/13（平成23～25年度 2/13→2/9）
4 譲与団体 (団体数はH24年度)	空港関係都道府県：37団体 空港関係市町村：124団体
5 譲与基準	都道府県：譲与額の1/5 市町村の譲与基準により算出した額 市町村：譲与額の4/5 1/3 着陸料割 2/3 騒音世帯数割
6 使途	空港対策に関する費用
7 譲与時期	9・3月
8 譲与額	140億円（H25年度地財計画額）

(参考) 航空機燃料税の概要

1 課税物件	航空機燃料
2 納税義務者	航空機の所有者又は使用者
3 課税標準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税率	航空機燃料1キロリットルにつき26,000円（平成23～25年度 26,000円→18,000円）
5 税込	500億円（H25年度予算額）